

第9回都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は、安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、環境保全、防災、食育など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとって失ってはならない大切な財産である。

しかし、都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は、減少し続け、極めて憂慮すべき状況となっている。

こうした状況を解決するために、市街化区域内農地の保全という共通の課題を抱えた自治体が結束して、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきた。

その結果、本年4月に都市農業振興基本法が施行された。大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法に位置付けられ、今後の方向性が示された意義は非常に大きい。

政府は、この基本法に基づく都市農業振興基本計画を策定することとなっている。

この基本計画の中において、より具体的かつ中身のあ
る都市農業振興施策が明確に位置付けられ、速やかに実

施されることが重要である。合わせて、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の拡充など都市農地の保全に資する法制度の整備が必要である。

都市農地保全推進自治体協議会は、財務省・農林水産省・国土交通省をはじめとする関係省庁の連携により、これらが早期に実現されるよう、強く国に働きかける。

大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、都市農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成27年 7月 2日

都市農地保全推進自治体協議会